

お 知 ら せ

令和3年2月24日

企画財政部契約課

入札及び契約に係る手続における押印の見直しについて

入札及び契約に係る手続において、下記の書類への押印を省略できることとしましたので、お知らせします。

記

押印を省略できる書類

- ①請書
- ②見積書
- ③入札書
- ④請求書
- ⑤その他個人又は事業者から提出いただく書類（着手届、完成届、各種申請書等）

※契約書は、法令により押印を求められているため、押印を省略することができません。また、協定書、覚書及び契約締結に関する事項を含む委任状についても、契約書と同じ扱いとなりますので、押印を省略することはできません。

押印を省略する場合の記載事項

押印を省略する場合は、当該書類に責任者及び担当者の氏名（フルネーム）並びに連絡先（電話番号）を必ず記載してください。確認のため、記載連絡先に市担当者から御連絡させていただく場合がありますので、御了承ください。

取扱開始日

令和3年4月1日以降の案件から運用開始とします。

請求書記載例

下記リンクより、たつの市会計課記載例を参照してください。

https://www.city.tatsuno.lg.jp/kaikei/documents/seikyuin_shoryaku.pdf